

号 外 第 24 (平 成 19 年 11 月 30 日 発 行)	発 行 日 5 日 、 15 日 、 25 日
横 浜 市 報	発 行 所 横 浜 市 役 所 横 浜 市 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

目 次

頁

〔条例〕

- △ 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【行政運営調整局職員課】 2

〔規則〕

- △ 住居手当に関する規則の一部を改正する規則【行政運営調整局職員課】 67
- △ 退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【行政運営調整局職員課】 68
- △ 福祉措置による横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則及び横浜市敬老特別乗車証条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局高齢健康福祉課】 69
- △ 横浜市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則【都市整備局企画課】 71

条例

横 浜 市 一 般 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を
こ こ に 公 布 す る 。

平 成 19 年 11 月 30 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横 浜 市 条 例 第 59 号

横 浜 市 一 般 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例

（ 横 浜 市 一 般 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 ）

第 1 条 横 浜 市 一 般 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 （ 昭 和 26 年 3 月 横 浜
市 条 例 第 15 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 20 条 第 1 項 中 「 、 3 月 1 日 」 を 削 る 。

別 表 第 1 及 び 別 表 第 2 を 次 の よう に 改 め る 。

別表第 1 行政職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	128,200	202,100	229,900	247,900	276,500	335,200	484,700	574,000
	2	129,300	204,500	232,000	250,200	278,900	338,000	487,900	576,500
	3	130,400	206,900	234,100	252,500	281,300	340,800	491,100	579,000
	4	131,500	209,300	236,200	254,800	283,700	343,600	494,300	581,500
	5	132,400	211,600	238,300	257,200	286,000	346,500	497,600	583,900
	6	133,500	213,700	240,600	259,500	288,300	349,400	500,800	586,100
	7	134,600	215,800	242,900	261,800	290,600	352,300	504,000	588,300
	8	135,700	217,900	245,200	264,100	292,900	355,200	507,200	590,500
	9	136,700	219,800	247,300	266,300	295,100	358,200	510,100	592,500
	10	137,900	222,100	249,500	268,600	297,500	361,100	512,600	594,500
	11	139,100	224,400	251,700	270,900	299,900	364,000	515,100	596,500
	12	140,300	226,700	253,900	273,200	302,300	366,900	517,600	598,500
	13	141,400	228,700	256,200	275,500	304,400	369,600	519,900	600,400
	14	142,500	230,900	258,400	277,800	306,700	372,600	521,400	602,400
	15	143,600	233,100	260,600	280,100	309,000	375,600	522,900	604,400
	16	144,700	235,300	262,800	282,400	311,300	378,600	524,400	606,400
	17	145,900	237,300	264,900	284,800	313,400	381,500	525,800	608,300
	18	147,000	239,600	267,100	287,200	315,700	384,700	527,300	610,000
	19	148,100	241,900	269,300	289,600	318,000	387,900	528,800	611,700
	20	149,200	244,200	271,500	292,000	320,300	391,100	530,300	613,400
	21	150,400	246,400	273,700	294,300	322,500	394,100	531,700	614,900
	22	151,600	248,500	275,900	296,600	324,900	397,200	532,600	616,200
	23	152,800	250,600	278,100	298,900	327,300	400,300	533,500	617,500
	24	154,000	252,700	280,300	301,200	329,700	403,400	534,400	618,800
	25	155,200	254,800	282,600	303,400	332,000	406,300	535,300	620,100
	26	156,900	256,900	284,900	305,700	334,500	409,300	536,200	621,400
	27	158,600	259,000	287,200	308,000	337,000	412,300	537,100	622,700
	28	160,300	261,100	289,500	310,300	339,500	415,300	538,000	624,000
	29	162,000	263,000	291,700	312,500	341,900	418,300	538,900	625,300
	30	163,900	265,100	293,900	314,800	344,400	421,100	539,800	626,600
	31	165,800	267,200	296,100	317,100	346,900	423,900	540,700	627,900
	32	167,700	269,300	298,300	319,400	349,400	426,700	541,600	629,200
	33	169,700	271,300	300,500	321,600	351,900	429,600	542,400	630,500
	34	171,900	273,400	302,700	324,000	354,200	432,300	543,300	631,800
	35	174,100	275,500	304,900	326,400	356,500	435,000	544,200	633,100
	36	176,300	277,600	307,100	328,800	358,800	437,700	545,100	634,400
	37	178,400	279,600	309,300	331,200	361,000	440,100	546,000	635,700
	38	180,200	281,700	311,500	333,700	363,300	442,800	546,900	637,000
	39	182,000	283,800	313,700	336,200	365,600	445,500	547,800	638,300
	40	183,800	285,900	315,900	338,700	367,900	448,200	548,700	639,600

再任用 職員以 外の職 員	41	185,500	287,800	318,100	341,000	369,900	450,900	549,600	640,900
	42	187,600	289,900	320,400	343,500	372,000	453,200	550,500	642,200
	43	189,700	292,000	322,700	346,000	374,100	455,500	551,400	643,500
	44	191,800	294,100	325,000	348,500	376,200	457,800	552,300	644,800
	45	193,800	296,000	327,400	350,800	378,300	459,900	553,200	646,000
	46	195,900	298,000	329,800	353,100	380,100	461,900	554,100	647,300
	47	198,000	300,000	332,200	355,400	381,900	463,900	555,000	648,600
	48	200,100	302,000	334,600	357,700	383,700	465,900	555,900	649,900
	49	202,100	303,800	336,900	360,000	385,600	468,000	556,800	651,200
	50	204,500	305,900	339,300	362,200	387,100	469,700	557,700	652,500
	51	206,900	308,000	341,700	364,400	388,600	471,400	558,600	653,800
	52	209,300	310,100	344,100	366,600	390,100	473,100	559,500	655,100
	53	211,600	312,100	346,400	368,800	391,600	474,600	560,400	656,400
	54	213,700	314,100	348,600	370,800	393,000	475,900	561,300	657,700
	55	215,800	316,100	350,800	372,800	394,400	477,200	562,200	659,000
	56	217,900	318,100	353,000	374,800	395,800	478,500	563,100	660,300
	57	219,800	320,200	355,300	376,700	397,200	479,800	564,000	661,600
	58	222,100	322,300	357,500	378,200	398,500	480,700	564,900	
	59	224,400	324,400	359,700	379,700	399,800	481,600	565,800	
	60	226,700	326,500	361,900	381,200	401,100	482,500	566,700	
	61	228,700	328,400	363,900	382,800	402,100	483,300	567,600	
	62	230,900	330,200	365,900	384,100	403,200	484,100		
	63	233,100	332,000	367,900	385,400	404,300	484,900		
	64	235,300	333,800	369,900	386,700	405,400	485,700		
	65	237,300	335,600	371,700	388,100	406,300	486,400		
	66	239,600	336,900	373,300	389,100	407,100	487,100		
	67	241,900	338,200	374,900	390,100	407,900	487,800		
	68	244,200	339,500	376,500	391,100	408,700	488,500		
	69	246,400	340,900	378,100	392,100	409,400	489,200		
	70	248,500	342,100	379,500	392,900	410,100	489,900		
	71	250,600	343,300	380,900	393,700	410,800	490,600		
	72	252,700	344,500	382,300	394,500	411,500	491,300		
	73	254,800	345,600	383,700	395,200	412,300	492,000		
	74	256,900	346,800	384,800	395,900	412,900	492,700		
	75	259,000	348,000	385,900	396,600	413,500	493,400		
	76	261,100	349,200	387,000	397,300	414,100	494,100		
	77	263,000	350,300	388,100	397,800	414,800	494,800		
	78	265,100	351,200	388,900	398,300	415,300	495,500		
	79	267,200	352,100	389,700	398,800	415,800	496,200		
	80	269,300	353,000	390,500	399,300	416,300	496,900		
	81	271,300	353,800	391,400	399,600	416,900	497,600		
	82	273,400	354,500	392,100	400,100	417,400	498,300		
	83	275,500	355,200	392,800	400,600	417,900	499,000		
	84	277,600	355,900	393,500	401,100	418,400	499,700		
	85	279,600	356,400	394,300	401,300	418,700	500,400		

86	281,700	357,100	394,700	401,800	419,200	501,100
87	283,800	357,800	395,100	402,300	419,700	501,800
88	285,900	358,500	395,500	402,800	420,200	502,500
89	287,800	359,000	395,900	403,100	420,500	503,200
90	289,900	359,500	396,300	403,600	421,000	503,900
91	292,000	360,000	396,700	404,100	421,500	504,600
92	294,100	360,500	397,100	404,600	422,000	505,300
93	296,000	361,100	397,500	404,900	422,300	505,900
94	296,600	361,600	397,900	405,400	422,800	506,600
95	297,200	362,100	398,300	405,900	423,300	507,300
96	297,800	362,600	398,700	406,400	423,800	508,000
97	298,100	363,200	399,100	406,700	424,100	508,700
98	298,600	363,700	399,500	407,200	424,600	509,400
99	299,100	364,200	399,900	407,700	425,100	510,100
100	299,600	364,700	400,300	408,200	425,600	510,800
101	300,000	365,100	400,700	408,500	425,900	511,500
102	300,400	365,500	401,100	409,000	426,400	512,200
103	300,800	365,900	401,500	409,500	426,900	512,900
104	301,200	366,300	401,900	410,000	427,400	513,600
105	301,400	366,500	402,200	410,300	427,700	514,300
106	301,800		402,600	410,800	428,200	515,000
107	302,200		403,000	411,300	428,700	515,700
108	302,600		403,400	411,800	429,200	516,400
109	302,800		403,800	412,100	429,500	517,100
110	303,100		404,200	412,600	430,000	517,800
111	303,400		404,600	413,100	430,500	518,500
112	303,700		405,000	413,600	431,000	519,200
113	304,100		405,400	413,900	431,300	519,900
114			405,800	414,400	431,800	520,600
115			406,200	414,900	432,300	521,300
116			406,600	415,400	432,800	522,000
117			407,000	415,700	433,100	522,700
118			407,400	416,200	433,600	523,400
119			407,800	416,700	434,100	524,100
120			408,200	417,200	434,600	524,800
121			408,600	417,500	434,900	525,500
122			409,000	418,000	435,400	
123			409,400	418,500	435,900	
124			409,800	419,000	436,400	
125			410,200	419,300	436,600	
126			410,600	419,800	437,100	
127			411,000	420,300	437,600	
128			411,400	420,800	438,100	
129			411,800	421,100	438,400	
130			412,200	421,600	438,900	

	131			412,600	422,100	439,400			
	132			413,000	422,600	439,900			
	133			413,400	422,900	440,200			
	134			413,800	423,400	440,700			
	135			414,200	423,900	441,200			
	136			414,600	424,400	441,700			
	137			415,000	424,700	442,000			
	138			415,400	425,200	442,500			
	139			415,800	425,700	443,000			
	140			416,200	426,200	443,500			
	141			416,600	426,500	443,800			
	142			417,000	427,000				
	143			417,400	427,500				
	144			417,800	428,000				
	145			418,200	428,300				
	146			418,600	428,800				
	147			419,000	429,300				
	148			419,400	429,800				
	149			419,800	430,100				
	150			420,200					
	151			420,600					
	152			421,000					
	153			421,400					
再任用 職員		182,900	210,600	246,400	263,300	286,300	323,800	357,800	391,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2 消防職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	158,000	182,100	221,600	247,900	276,500	335,200	484,700
	2	158,700	184,000	223,700	250,200	278,900	338,000	487,900
	3	159,400	185,900	225,800	252,500	281,300	340,800	491,100
	4	160,100	187,800	227,900	254,800	283,700	343,600	494,300
	5	160,600	189,700	230,000	257,200	286,000	346,500	497,600
	6	161,700	191,800	232,100	259,500	288,300	349,400	500,800
	7	162,800	193,900	234,200	261,800	290,600	352,300	504,000
	8	163,900	196,000	236,300	264,100	292,900	355,200	507,200
	9	164,900	198,000	238,400	266,300	295,100	358,200	510,100
	10	165,600	200,200	240,600	268,600	297,500	361,100	512,600
	11	166,300	202,400	242,800	270,900	299,900	364,000	515,100
	12	167,000	204,600	245,000	273,200	302,300	366,900	517,600
	13	167,500	206,900	247,300	275,500	304,400	369,600	519,900
	14	168,400	209,100	249,500	277,800	306,700	372,600	521,400
	15	169,300	211,300	251,700	280,100	309,000	375,600	522,900
	16	170,200	213,500	253,900	282,400	311,300	378,600	524,400
	17	171,200	215,700	256,200	284,800	313,400	381,500	525,800
	18	173,100	217,900	258,400	287,200	315,700	384,700	527,300
	19	175,000	220,100	260,600	289,600	318,000	387,900	528,800
	20	176,900	222,300	262,800	292,000	320,300	391,100	530,300
	21	178,600	224,400	264,900	294,300	322,500	394,100	531,700
	22	180,300	226,700	267,100	296,600	324,900	397,200	532,600
	23	182,000	229,000	269,300	298,900	327,300	400,300	533,500
	24	183,700	231,300	271,500	301,200	329,700	403,400	534,400
	25	185,500	233,300	273,700	303,400	332,000	406,300	535,300
	26	187,600	235,500	275,900	305,700	334,500	409,300	536,200
	27	189,700	237,700	278,100	308,000	337,000	412,300	537,100
	28	191,800	239,900	280,300	310,300	339,500	415,300	538,000
	29	193,800	242,200	282,600	312,500	341,900	418,300	538,900
	30	195,900	244,400	284,900	314,800	344,400	421,100	539,800
	31	198,000	246,600	287,200	317,100	346,900	423,900	540,700
	32	200,100	248,800	289,500	319,400	349,400	426,700	541,600
	33	202,100	251,100	291,700	321,600	351,900	429,600	542,400
	34	204,500	253,300	293,900	324,000	354,200	432,300	543,300
	35	206,900	255,500	296,100	326,400	356,500	435,000	544,200
	36	209,300	257,700	298,300	328,800	358,800	437,700	545,100
	37	211,600	259,700	300,500	331,200	361,000	440,100	546,000
	38	213,700	261,900	302,700	333,700	363,300	442,800	546,900
	39	215,800	264,100	304,900	336,200	365,600	445,500	547,800
	40	217,900	266,300	307,100	338,700	367,900	448,200	548,700

再任用 職員以 外の職 員	41	219,800	268,400	309,300	341,000	369,900	450,900	549,600
	42	222,100	270,600	311,500	343,500	372,000	453,200	550,500
	43	224,400	272,800	313,700	346,000	374,100	455,500	551,400
	44	226,700	275,000	315,900	348,500	376,200	457,800	552,300
	45	228,700	277,200	318,100	350,800	378,300	459,900	553,200
	46	230,900	279,400	320,400	353,100	380,100	461,900	554,100
	47	233,100	281,600	322,700	355,400	381,900	463,900	555,000
	48	235,300	283,800	325,000	357,700	383,700	465,900	555,900
	49	237,300	286,000	327,400	360,000	385,600	468,000	556,800
	50	239,600	288,200	329,800	362,200	387,100	469,700	557,700
	51	241,900	290,400	332,200	364,400	388,600	471,400	558,600
	52	244,200	292,600	334,600	366,600	390,100	473,100	559,500
	53	246,400	294,900	336,900	368,800	391,600	474,600	560,400
	54	248,500	297,100	339,300	370,800	393,000	475,900	561,300
	55	250,600	299,300	341,700	372,800	394,400	477,200	562,200
	56	252,700	301,500	344,100	374,800	395,800	478,500	563,100
	57	254,800	303,500	346,400	376,700	397,200	479,800	564,000
	58	256,900	305,600	348,600	378,200	398,500	480,700	564,900
	59	259,000	307,700	350,800	379,700	399,800	481,600	565,800
	60	261,100	309,800	353,000	381,200	401,100	482,500	566,700
	61	263,000	312,000	355,300	382,800	402,100	483,300	567,600
	62	265,100	314,100	357,500	384,100	403,200	484,100	
	63	267,200	316,200	359,700	385,400	404,300	484,900	
	64	269,300	318,300	361,900	386,700	405,400	485,700	
	65	271,300	320,500	363,900	388,100	406,300	486,400	
	66	273,400	322,700	365,900	389,100	407,100	487,100	
	67	275,500	324,900	367,900	390,100	407,900	487,800	
	68	277,600	327,100	369,900	391,100	408,700	488,500	
	69	279,600	329,100	371,700	392,100	409,400	489,200	
	70	281,700	331,200	373,300	392,900	410,100	489,900	
	71	283,800	333,300	374,900	393,700	410,800	490,600	
	72	285,900	335,400	376,500	394,500	411,500	491,300	
	73	287,800	337,400	378,100	395,200	412,300	492,000	
	74	289,900	339,300	379,500	395,900	412,900	492,700	
	75	292,000	341,200	380,900	396,600	413,500	493,400	
	76	294,100	343,100	382,300	397,300	414,100	494,100	
	77	296,000	345,100	383,700	397,800	414,800	494,800	
	78	296,800	346,800	384,800	398,300	415,300	495,500	
	79	297,600	348,500	385,900	398,800	415,800	496,200	
	80	298,400	350,200	387,000	399,300	416,300	496,900	
	81	298,900	351,700	388,100	399,600	416,900	497,600	
	82	299,600	353,300	388,900	400,100	417,400	498,300	
	83	300,300	354,900	389,700	400,600	417,900	499,000	
	84	301,000	356,500	390,500	401,100	418,400	499,700	
	85	301,600	357,900	391,400	401,300	418,700	500,400	

86	302,300	359,300	392,100	401,800	419,200	501,100
87	303,000	360,700	392,800	402,300	419,700	501,800
88	303,700	362,100	393,500	402,800	420,200	502,500
89	304,300	363,300	394,300	403,100	420,500	503,200
90	305,000	364,200	394,700	403,600	421,000	503,900
91	305,700	365,100	395,100	404,100	421,500	504,600
92	306,400	366,000	395,500	404,600	422,000	505,300
93	306,900	366,700	395,900	404,900	422,300	505,900
94	307,300	367,400	396,300	405,400	422,800	506,600
95	307,700	368,100	396,700	405,900	423,300	507,300
96	308,100	368,800	397,100	406,400	423,800	508,000
97	308,400	369,300	397,500	406,700	424,100	508,700
98	308,700	370,200	397,900	407,200	424,600	509,400
99	309,000	371,100	398,300	407,700	425,100	510,100
100	309,300	372,000	398,700	408,200	425,600	510,800
101	309,700	372,800	399,100	408,500	425,900	511,500
102	310,000	373,500	399,500	409,000	426,400	512,200
103	310,300	374,200	399,900	409,500	426,900	512,900
104	310,600	374,900	400,300	410,000	427,400	513,600
105	311,000	375,700	400,700	410,300	427,700	514,300
106	311,300	376,400	401,100	410,800	428,200	515,000
107	311,600	377,100	401,500	411,300	428,700	515,700
108	311,900	377,800	401,900	411,800	429,200	516,400
109	312,300	378,500	402,200	412,100	429,500	517,100
110	312,600	379,200	402,600	412,600	430,000	517,800
111	312,900	379,900	403,000	413,100	430,500	518,500
112	313,200	380,600	403,400	413,600	431,000	519,200
113	313,600	381,200	403,800	413,900	431,300	519,900
114		381,800	404,200	414,400	431,800	520,600
115		382,400	404,600	414,900	432,300	521,300
116		383,000	405,000	415,400	432,800	522,000
117		383,700	405,400	415,700	433,100	522,700
118			405,800	416,200	433,600	523,400
119			406,200	416,700	434,100	524,100
120			406,600	417,200	434,600	524,800
121			407,000	417,500	434,900	525,500
122			407,400	418,000	435,400	
123			407,800	418,500	435,900	
124			408,200	419,000	436,400	
125			408,600	419,300	436,600	
126			409,000	419,800	437,100	
127			409,400	420,300	437,600	
128			409,800	420,800	438,100	
129			410,200	421,100	438,400	
130			410,600	421,600	438,900	

	131			411, 000	422, 100	439, 400		
	132			411, 400	422, 600	439, 900		
	133			411, 800	422, 900	440, 200		
	134			412, 200	423, 400	440, 700		
	135			412, 600	423, 900	441, 200		
	136			413, 000	424, 400	441, 700		
	137			413, 400	424, 700	442, 000		
	138			413, 800	425, 200	442, 500		
	139			414, 200	425, 700	443, 000		
	140			414, 600	426, 200	443, 500		
	141			415, 000	426, 500	443, 800		
	142			415, 400	427, 000			
	143			415, 800	427, 500			
	144			416, 200	428, 000			
	145			416, 600	428, 300			
	146			417, 000	428, 800			
	147			417, 400	429, 300			
	148			417, 800	429, 800			
	149			418, 200	430, 100			
	150			418, 600				
	151			419, 000				
	152			419, 400				
	153			419, 800				
	154			420, 200				
	155			420, 600				
	156			421, 000				
	157			421, 400				
再任用 職員		182, 900	210, 600	246, 400	263, 300	286, 300	323, 800	357, 800

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第4から別表第6までを次のように改める。

別表第 4 高等学校等教育職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	139,400	175,300	374,500	401,700
	2	140,900	177,200	376,800	404,000
	3	142,400	179,100	379,100	406,300
	4	143,900	181,000	381,400	408,600
	5	145,200	182,900	383,800	410,700
	6	146,700	184,900	386,100	412,700
	7	148,200	186,900	388,400	414,700
	8	149,700	188,900	390,700	416,700
	9	151,300	191,000	392,900	418,700
	10	153,000	193,000	395,100	420,900
	11	154,700	195,000	397,300	423,100
	12	156,400	197,000	399,500	425,300
	13	158,100	198,800	401,700	427,600
	14	159,600	200,800	403,900	429,700
	15	161,100	202,800	406,100	431,800
	16	162,600	204,800	408,300	433,900
	17	164,100	206,900	410,400	435,800
	18	166,000	209,000	412,600	437,700
	19	167,900	211,100	414,800	439,600
	20	169,800	213,200	417,000	441,500
	21	171,500	215,300	419,000	443,500
	22	173,400	217,500	421,100	445,400
	23	175,300	219,700	423,200	447,300
	24	177,200	221,900	425,300	449,200
	25	178,900	224,000	427,400	451,200
	26	180,700	226,300	429,400	453,100
	27	182,500	228,600	431,400	455,000
	28	184,300	230,900	433,400	456,900
	29	186,100	232,900	435,200	458,800
	30	188,000	235,000	437,100	460,600
	31	189,900	237,100	439,000	462,400
	32	191,800	239,200	440,900	464,200
	33	193,700	241,300	442,700	466,100
	34	195,600	243,400	444,600	467,900
	35	197,500	245,500	446,500	469,700
	36	199,400	247,600	448,400	471,500
	37	201,400	249,500	450,300	473,100
	38	203,400	251,700	452,100	474,800
	39	205,400	253,900	453,900	476,500
	40	207,400	256,100	455,700	478,200

41	209,300	258,300	457,300	480,000
42	211,300	261,400	459,000	481,700
43	213,300	264,500	460,700	483,400
44	215,300	267,600	462,400	485,100
45	217,300	270,600	464,000	486,600
46	219,400	273,900	465,100	488,200
47	221,500	277,200	466,200	489,800
48	223,600	280,500	467,300	491,400
49	225,500	283,600	468,400	493,000
50	227,500	286,900	469,500	493,800
51	229,500	290,200	470,600	494,600
52	231,500	293,500	471,700	495,400
53	233,500	296,800	472,600	496,300
54	235,500	300,100	473,600	497,000
55	237,500	303,400	474,600	497,700
56	239,500	306,700	475,600	498,400
57	241,300	309,900	476,700	499,100
58	243,200	313,200	477,400	499,800
59	245,100	316,500	478,100	500,500
60	247,000	319,800	478,800	501,200
61	248,900	323,200	479,300	501,900
62	250,800	326,400	479,800	502,600
63	252,700	329,600	480,300	503,300
64	254,600	332,800	480,800	504,000
65	256,600	335,700	481,100	504,700
66	258,500	338,800	481,600	505,400
67	260,400	341,900	482,100	506,100
68	262,300	345,000	482,600	506,800
69	264,100	348,200	482,900	507,400
70	266,000	351,200	483,400	508,100
71	267,900	354,200	483,900	508,800
72	269,800	357,200	484,400	509,500
73	271,700	360,100	484,700	510,200
74	273,400	363,000	485,200	510,900
75	275,100	365,900	485,700	511,600
76	276,800	368,800	486,200	512,300
77	278,400	371,500	486,500	513,000
78	280,100	373,600	487,000	513,700
79	281,800	375,700	487,500	514,400
80	283,500	377,800	488,000	515,100
81	285,100	379,900	488,300	515,800
82	286,700	382,000	488,800	516,500
83	288,300	384,100	489,300	517,200
84	289,900	386,200	489,800	517,900
85	291,500	388,400	490,100	518,600

再任用 職員以 外の職 員	86	293,100	390,400	490,600	519,300
	87	294,700	392,400	491,100	520,000
	88	296,300	394,400	491,600	520,700
	89	297,700	396,400	491,900	521,400
	90	299,100	398,400	492,400	522,100
	91	300,500	400,400	492,900	522,800
	92	301,900	402,400	493,400	523,500
	93	303,300	404,200	493,700	524,200
	94	304,700	406,200		
	95	306,100	408,200		
	96	307,500	410,200		
	97	308,700	412,100		
	98	310,100	414,100		
	99	311,500	416,100		
	100	312,900	418,100		
	101	314,300	420,100		
	102	315,600	421,900		
	103	316,900	423,700		
	104	318,200	425,500		
	105	319,600	427,100		
	106	321,000	428,700		
	107	322,400	430,300		
	108	323,800	431,900		
	109	325,200	433,500		
	110	326,500	434,900		
	111	327,800	436,300		
	112	329,100	437,700		
	113	330,300	439,000		
	114	331,300	440,200		
	115	332,300	441,400		
	116	333,300	442,600		
	117	334,000	443,800		
	118	334,900	444,900		
	119	335,800	446,000		
	120	336,700	447,100		
	121	337,500	448,200		
	122	338,300	448,800		
	123	339,100	449,400		
	124	339,900	450,000		
	125	340,500	450,600		
	126	341,100	451,000		
	127	341,700	451,400		
	128	342,300	451,800		
	129	343,000	452,300		
	130		452,700		

131	453,100
132	453,500
133	454,000
134	454,400
135	454,800
136	455,200
137	455,700
138	456,100
139	456,500
140	456,900
141	457,400
142	457,800
143	458,200
144	458,600
145	459,100
146	459,500
147	459,900
148	460,300
149	460,800
150	461,200
151	461,600
152	462,000
153	462,400
154	462,800
155	463,200
156	463,600
157	464,000
158	464,400
159	464,800
160	465,200
161	465,600
162	466,000
163	466,400
164	466,800
165	467,200
166	467,600
167	468,000
168	468,400
169	468,800
170	469,200
171	469,600
172	470,000
173	470,400
174	470,800
175	471,200

	176		471,600		
	177		471,900		
	178		472,300		
	179		472,700		
	180		473,100		
	181		473,500		
	182		473,900		
	183		474,300		
	184		474,700		
	185		475,100		
	186		475,500		
	187		475,900		
	188		476,300		
	189		476,700		
	190		477,100		
	191		477,500		
	192		477,900		
	193		478,300		
再任用 職員		233,800	277,600	347,300	421,400

- 備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及びその他教育に関する職員で、人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に13,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 技能職員等給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円
	1	128,200	202,100	229,900
	2	129,300	204,500	232,000
	3	130,400	206,900	234,100
	4	131,500	209,300	236,200
	5	132,400	211,600	238,300
	6	133,500	213,700	240,600
	7	134,600	215,800	242,900
	8	135,700	217,900	245,200
	9	136,700	219,800	247,300
	10	137,900	222,100	249,500
	11	139,100	224,400	251,700
	12	140,300	226,700	253,900
	13	141,400	228,700	256,200
	14	142,500	230,900	258,400
	15	143,600	233,100	260,600
	16	144,700	235,300	262,800
	17	145,900	237,300	264,900
	18	147,000	239,600	267,100
	19	148,100	241,900	269,300
	20	149,200	244,200	271,500
	21	150,400	246,400	273,700
	22	151,600	248,500	275,900
	23	152,800	250,600	278,100
	24	154,000	252,700	280,300
	25	155,200	254,800	282,600
	26	156,900	256,900	284,900
	27	158,600	259,000	287,200
	28	160,300	261,100	289,500
	29	162,000	263,000	291,700
	30	163,900	265,100	293,900
	31	165,800	267,200	296,100
	32	167,700	269,300	298,300
	33	169,700	271,300	300,500
	34	171,900	273,400	302,700
	35	174,100	275,500	304,900
	36	176,300	277,600	307,100
	37	178,400	279,600	309,300
	38	180,200	281,700	311,500
	39	182,000	283,800	313,700
	40	183,800	285,900	315,900

	41	185,500	287,800	318,100
	42	187,600	289,900	320,400
	43	189,700	292,000	322,700
	44	191,800	294,100	325,000
	45	193,800	296,000	327,400
	46	195,900	298,000	329,800
	47	198,000	300,000	332,200
	48	200,100	302,000	334,600
	49	202,100	303,800	336,900
	50	204,500	305,900	339,300
	51	206,900	308,000	341,700
	52	209,300	310,100	344,100
	53	211,600	312,100	346,400
	54	213,700	314,100	348,600
	55	215,800	316,100	350,800
	56	217,900	318,100	353,000
	57	219,800	320,200	355,300
	58	222,100	322,300	357,500
	59	224,400	324,400	359,700
	60	226,700	326,500	361,900
	61	228,700	328,400	363,900
	62	230,900	330,200	365,900
	63	233,100	332,000	367,900
	64	235,300	333,800	369,900
	65	237,300	335,600	371,700
	66	239,600	336,900	373,300
	67	241,900	338,200	374,900
	68	244,200	339,500	376,500
	69	246,400	340,900	378,100
	70	248,500	342,100	379,500
	71	250,600	343,300	380,900
	72	252,700	344,500	382,300
	73	254,800	345,600	383,700
	74	256,900	346,800	384,800
	75	259,000	348,000	385,900
再任用	76	261,100	349,200	387,000
職員以	77	263,000	350,300	388,100
外の職	78	265,100	351,200	388,900
員	79	267,200	352,100	389,700
	80	269,300	353,000	390,500
	81	271,300	353,800	391,400
	82	273,400	354,500	392,100
	83	275,500	355,200	392,800
	84	277,600	355,900	393,500
	85	279,600	356,400	394,300

86	281,700	357,100	394,700
87	283,800	357,800	395,100
88	285,900	358,500	395,500
89	287,800	359,000	395,900
90	289,900	359,500	396,300
91	292,000	360,000	396,700
92	294,100	360,500	397,100
93	296,000	361,100	397,500
94	296,700	361,600	397,900
95	297,400	362,100	398,300
96	298,100	362,600	398,700
97	298,800	363,200	399,100
98	299,400	363,700	399,500
99	300,000	364,200	399,900
100	300,600	364,700	400,300
101	301,300	365,100	400,700
102	301,900	365,500	401,100
103	302,500	365,900	401,500
104	303,100	366,300	401,900
105	303,800	366,500	402,200
106	304,400		402,600
107	305,000		403,000
108	305,600		403,400
109	306,300		403,800
110	306,800		404,200
111	307,300		404,600
112	307,800		405,000
113	308,400		405,400
114	308,900		405,800
115	309,400		406,200
116	309,900		406,600
117	310,200		407,000
118	310,500		407,400
119	310,800		407,800
120	311,100		408,200
121	311,500		408,600
122	311,800		409,000
123	312,100		409,400
124	312,400		409,800
125	312,800		410,200
126	313,100		410,600
127	313,400		411,000
128	313,700		411,400
129	314,100		411,800
130			412,200

	131			412,600
	132			413,000
	133			413,400
	134			413,800
	135			414,200
	136			414,600
	137			415,000
	138			415,400
	139			415,800
	140			416,200
	141			416,600
	142			417,000
	143			417,400
	144			417,800
	145			418,200
	146			418,600
	147			419,000
	148			419,400
	149			419,800
	150			420,200
	151			420,600
	152			421,000
	153			421,400
再任用 職員		182,900	210,600	246,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 6 医療職員給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	209,400	359,600	405,300	437,000	574,000
2	211,700	363,400	408,000	439,400	576,500
3	214,000	367,200	410,700	441,800	579,000
4	216,300	371,000	413,400	444,200	581,500
5	218,600	374,600	416,100	446,400	583,900
6	221,000	378,400	418,800	448,800	586,100
7	223,400	382,200	421,500	451,200	588,300
8	225,800	386,000	424,200	453,600	590,500
9	227,900	389,800	426,800	456,100	592,500
10	230,600	393,200	429,400	458,500	594,500
11	233,300	396,600	432,000	460,900	596,500
12	236,000	400,000	434,600	463,300	598,500
13	238,700	403,200	436,900	465,700	600,400
14	241,700	405,600	439,300	468,000	602,400
15	244,700	408,000	441,700	470,300	604,400
16	247,700	410,400	444,100	472,600	606,400
17	250,800	412,700	446,300	474,900	608,300
18	253,900	415,000	448,700	477,200	610,000
19	257,000	417,300	451,100	479,500	611,700
20	260,100	419,600	453,500	481,800	613,400
21	263,100	421,900	455,800	484,200	614,900
22	267,100	424,200	458,200	486,500	616,200
23	271,100	426,500	460,600	488,800	617,500
24	275,100	428,800	463,000	491,100	618,800
25	279,100	431,100	465,200	493,200	620,100
26	282,900	433,300	467,500	495,500	621,400
27	286,700	435,500	469,800	497,800	622,700
28	290,500	437,700	472,100	500,100	624,000
29	294,100	439,800	474,300	502,200	625,300
30	297,900	442,000	476,700	504,500	626,600
31	301,700	444,200	479,100	506,800	627,900
32	305,500	446,400	481,500	509,100	629,200
33	309,300	448,600	484,000	511,300	630,500
34	312,900	450,800	486,100	513,600	631,800
35	316,500	453,000	488,200	515,900	633,100
36	320,100	455,200	490,300	518,200	634,400
37	323,700	457,300	492,400	520,400	635,700
38	327,200	459,400	494,800	522,500	637,000
39	330,700	461,500	497,200	524,600	638,300
40	334,200	463,600	499,600	526,700	639,600

41	337,400	465,800	501,800	528,900	640,900
42	340,500	467,500	504,100	530,900	642,200
43	343,600	469,200	506,400	532,900	643,500
44	346,700	470,900	508,700	534,900	644,800
45	349,600	472,400	510,800	537,000	646,000
46	352,600	473,900	512,500	538,900	647,300
47	355,600	475,400	514,200	540,800	648,600
48	358,600	476,900	515,900	542,700	649,900
49	361,600	478,300	517,400	544,300	651,200
50	364,500	479,800	519,000	545,900	652,500
51	367,400	481,300	520,600	547,500	653,800
52	370,300	482,800	522,200	549,100	655,100
53	373,100	484,100	523,700	550,700	656,400
54	376,000	484,700	524,500	552,000	657,700
55	378,900	485,300	525,300	553,300	659,000
56	381,800	485,900	526,100	554,600	660,300
57	384,500	486,600	526,900	555,900	661,600
58	386,300		527,700	556,800	
59	388,100		528,500	557,700	
60	389,900		529,300	558,600	
61	391,500		530,100	559,600	
62	392,800		530,900	560,300	
63	394,100		531,700	561,000	
64	395,400		532,500	561,700	
65	396,500		533,300	562,300	
66	397,700		534,100	563,000	
67	398,900		534,900	563,700	
68	400,100		535,700	564,400	
69	401,300		536,500	565,000	
70	401,900		537,300	565,700	
71	402,500		538,100	566,400	
72	403,100		538,900	567,100	
73	403,500		539,700	567,700	
74				568,400	
75				569,100	
76				569,800	
77				570,400	

備考 この表は、医師及び歯科医師で、人事委員会規則で定めるものに適用する。

（横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3月1日、」及び「、3月1日に在職する職員（その基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。以下同じ。）に支給する場合においては100分の25」を削り、「6月1日に在職する職員」の次に「（その基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。以下同じ。）」を加え、「100分の135」を「100分の140」に、「100分の115」を「100分の120」に、「100分の140」を「100分の160」に、「100分の120」を「100分の140」に、「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「6箇月以内」に改め、同項の表を次のように改める。

在 職 期 間	割 合
6 箇 月	100 分 の 100
5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	100 分 の 80
4 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満	100 分 の 70
3 箇 月 以 上 4 箇 月 未 満	100 分 の 60
2 箇 月 以 上 3 箇 月 未 満	100 分 の 50
1 箇 月 以 上 2 箇 月 未 満	100 分 の 40
1 箇 月 未 満	100 分 の 30

第2条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「」を削り、「100分の135」を「100分の140」に、「100分の70」を「100分の75」に、「100分の115」を「100分の120」に、「100分の60」を「100分の65」に、「100分の140」を「100分の160」に、「100分の80」を「100分の85」に、「100分の120」を「100分の140」に改める。

第3条第2項第1号中「100分の72.5」を「100分の75」に、「100分の92.5」を「100分の95」に改める。

第4条第2項中「100分の135」を「100分の140」に、「100分の207.5」を「100分の215」に、「100分の140」を「100分の160」に、「100分の212.5」を「100分の235」に改める。

（横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正）

第3条 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和

31 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 25 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 8 条 第 1 項 中 「 3 月 1 日 、 」 を 削 り 、 「 また は 」 を 「 又 は 」 に 改 め る。

(横 浜 市 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正)

第 4 条 横 浜 市 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 (平 成 4 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 2 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 5 条 の 2 第 1 項 中 「 3 箇 月 以 内 (基 準 日 が 12 月 1 日 で あ る と き は 、 6 箇 月 以 内) 」 を 「 6 箇 月 以 内 」 に 改 め る。

(横 浜 市 企 業 職 員 の 給 与 の 種 類 及 び 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 改 正)

第 5 条 横 浜 市 企 業 職 員 の 給 与 の 種 類 及 び 基 準 を 定 め る 条 例 (昭 和 28 年 4 月 横 浜 市 条 例 第 27 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 13 条 中 「 、 3 月 1 日 」 を 削 る。

(横 浜 市 市 会 議 員 の 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正)

第 6 条 横 浜 市 市 会 議 員 の 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 す る 条 例 (昭 和 31 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 30 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 4 条 第 1 項 中 「 3 月 1 日 、 」 を 削 り 、 「 また は 」 を 「 又 は 」 に 改 め る。

附 則

(施 行 期 日)

1 この 条 例 は 、 平 成 19 年 12 月 1 日 か ら 施 行 す る。

(施 行 日 前 の 異 動 者 の 号 給 の 調 整)

2 この 条 例 の 施 行 の 日 (以 下 「 施 行 日 」 と い う 。) 前 に 職 務 の 級 を 異 に し て 異 動 し た 職 員 及 び 人 事 委 員 会 の 定 め る こ れ に 準 ず る 職 員 の 施 行 日 に お け る 号 給 に つ い て は 、 そ の 者 が 施 行 日 に お い て 職 務 の 級 を 異 に す る 異 動 等 を し た も の と し た 場 合 と の 均 衡 上 必 要 と 認 め ら れ る 限 度 に お い て 、 人 事 委 員 会 の 定 め る と こ ろ に よ り 、 必 要 な 調 整 を 行 う こ と が で き る。

(切 替 前 給 料 に 係 る 経 過 措 置)

3 横 浜 市 一 般 職 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (平 成 19 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 18 号 。 以 下 「 旧 改 正 条 例 」 と い う 。) 附 則 第 8 項 の 規 定 に よ る 給 料 を 支 給 さ れ る 職 員 (横 浜 市 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 及 び 給 与 の 特 例 に 関 す る 条 例 (平 成 17 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 115 号) 第 4 条 第 1 項 に 規 定 す る 特 定 任 期 付 職 員 (以 下 「 特 定 任 期 付 職 員 」 と い う 。) 及 び 地 方 公 務 員 法 (昭 和 25 年 法 律 第 261 号) 第 28 条 の 4 第 1 項 、 第 28 条 の 5 第 1 項 又 は 第 28 条 の 6 第 1 項 若 し く は 第 2 項 の 規 定 に よ り 採 用 さ れ た 職 員 (以 下 「 再 任 用 職 員 」 と い う 。) を 除 く 。) で 、 そ の 者 の 受 け る 給 料 月 額

が附則別表第1（平成19年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において旧改正条例第1条の規定による改正前の横浜市一般職職員の給与に関する条例（以下「平成19年4月改正前の給与条例」という。）別表第7の給料表の適用を受けていた職員にあっては、附則別表第2）左欄に掲げる切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「切替前給料月額」という。）に対応する同表右欄に掲げる調整給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、旧改正条例附則第8項の規定にかかわらず、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、旧改正条例附則第9項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、旧改正条例附則第10項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第1条の規定による改正後の横浜市一般職職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第8条の2第2項及び第12条第2項並びに旧改正条例附則第17項の規定によりなおその効力を有することとされる平成19年4月改正前の給与条例第20条の5第2項及び第20条の6第1項の規定の適用については、新給与条例第8条の2第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年11月横浜市条例第59号。以下「新改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、新給与条例第12条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と新改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、平成19年4月改正前の給与条例第20条の5第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年11月横浜市条例第59号。以下「新改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、平成19年4月改正前の給与条例第20条の6第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と新改正条例附則

第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- 7 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する第2条の規定による改正後の横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「新期末・勤勉手当条例」という。）第2条第3項（新期末・勤勉手当条例第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新期末・勤勉手当条例第2条第3項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年11月横浜市条例第59号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 8 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する横浜市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和47年3月横浜市条例第1号）第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年11月横浜市条例第59号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。
（施行日に在職する職員等に対して支給する期末手当に関する特別措置）
- 9 施行日に在職する職員（施行日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。次項及び附則第14項において同じ。）に対して平成19年12月に支給する期末手当の額については、新期末・勤勉手当条例第2条、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月横浜市条例第44号）第2条第5項及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月横浜市条例第2号）第4条第1項の規定にかかわらず、新期末・勤勉手当条例第2条第1項中「100分の160」とあるのは「100分の165」と、「100分の140」とあるのは「100分の145」とし、新期末・勤勉手当条例第5条において準用する新期末・勤勉手当条例第4条第2項中「100分の235」とあるのは「100分の242.5」として、これらの規定を適用して算定される当該期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、人事委員会規則で定める額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しない。
- (1) 切替日（切替日の翌日から施行日までの間に新たに職員となった者（切替日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員

となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、管理職手当及び横浜市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.31を乗じて得た額に、平成19年4月から施行日の属する月の前月までの月数（切替日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成19年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.31を乗じて得た額

10 前項の規定にかかわらず、施行日に在職する職員（特定任期付職員及び再任用職員に限る。）に対して平成19年12月に支給する期末手当に関する新期末・勤勉手当条例第2条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「100分の140」とあるのは「100分の145」とし、同条第2項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の75」とあるのは「100分の80」とする。

11 切替日から施行日の前日までの間において企業職員等（水道局、交通局及び病院経営局の職員その他人事委員会規則で定める者をいう。）として在職した期間がある職員に関する附則第9項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び企業職員等（附則第11項に規定する企業職員等をいう。以下同じ。）との均衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「人事委員会規則で定める額」とあるのは「人事委員会規則で定める額及び企業職員等との均衡を考慮して人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

12 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例第8条第1項に規定する市長等及び横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第4条第1項に規定する議員に対して平成19年12月に支給する期末手当に関する新期末・勤勉手当条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の235」とあるのは、「100分の242.5」とする。

13 市長及び副市長に対して平成19年12月に支給する期末手当に関する市長及び副市長に対する期末手当の特例に関する条例（平成19年3月横浜市条例第16号）の規定の適用については、本則中「同条の規定による額」とあるのは、「横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年11月横浜市条例第

59号) 附則第12項の規定の適用があるとした場合における同条の規定による額」とする。

(施行日に在職する職員に対して支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 14 施行日に在職する職員に対して平成19年12月に支給する勤勉手当に関する新期末・勤勉手当条例第3条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

(委任)

- 15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第 1

(1) 行政職員給料表の適用を受ける職員

切替前給料月額	調 整 給 料 月 額
円 128,600	円 128,200
132,800	132,400
137,100	136,700
141,800	141,400
146,300	145,900
150,800	150,400
155,600	155,200
162,500	162,000
170,200	169,700
178,900	178,400
186,000	185,500
191,900	191,300
194,400	193,800
197,400	196,800
202,700	202,100
202,900	202,300
208,000	207,400
212,200	211,600
212,900	212,300
217,400	216,800
220,400	219,800
221,700	221,100
225,800	225,100
229,200	228,500
229,400	228,700
229,600	228,900
230,600	229,900
232,300	231,600
235,200	234,500
238,000	237,300
238,300	237,600

239, 200	238, 500
240, 800	240, 100
242, 100	241, 400
243, 400	242, 700
244, 700	244, 000
246, 000	245, 300
247, 100	246, 400
247, 300	246, 600
247, 400	246, 700
248, 600	247, 900
249, 900	249, 200
251, 200	250, 500
252, 500	251, 800
253, 800	253, 100
255, 100	254, 400
255, 500	254, 800
256, 100	255, 400
257, 900	257, 200
263, 800	263, 000
264, 700	263, 900
267, 100	266, 300
272, 100	271, 300
273, 600	272, 800
276, 300	275, 500
277, 300	276, 500
278, 700	277, 900
280, 400	279, 600
282, 300	281, 500
285, 600	284, 800
286, 800	286, 000
288, 600	287, 800
288, 800	288, 000
291, 300	290, 500
295, 100	294, 300
296, 400	295, 500

296,800	295,900
298,700	297,800
299,000	298,100
300,000	299,100
300,900	300,000
302,300	301,400
303,700	302,800
304,300	303,400
304,700	303,800
305,000	304,100
306,300	305,400
307,600	306,700
308,700	307,800
308,900	308,000
309,300	308,400
310,200	309,300
311,500	310,600
313,000	312,100
313,400	312,500
315,800	314,900
317,100	316,200
319,700	318,800
321,100	320,200
322,500	321,600
325,500	324,600
325,700	324,800
329,300	328,400
331,500	330,500
332,100	331,100
334,200	333,200
335,700	334,700
336,800	335,800
342,000	341,000
342,200	341,200
342,600	341,600

342, 900	341, 900
344, 000	343, 000
345, 400	344, 400
346, 200	345, 200
347, 100	346, 100
349, 500	348, 500
351, 800	350, 800
351, 900	350, 900
354, 800	353, 800
355, 600	354, 600
355, 900	354, 900
356, 800	355, 800
357, 900	356, 900
358, 300	357, 300
361, 000	360, 000
361, 800	360, 800
363, 200	362, 200
365, 400	364, 300
366, 500	365, 400
366, 800	365, 700
367, 500	366, 400
368, 200	367, 100
369, 200	368, 100
369, 900	368, 800
370, 400	369, 300
370, 700	369, 600
370, 900	369, 800
372, 600	371, 500
373, 900	372, 800
374, 300	373, 200
376, 000	374, 900
376, 300	375, 200
376, 800	375, 700
377, 700	376, 600
378, 000	376, 900

378,100	377,000
379,600	378,500
380,300	379,200
382,300	381,200
383,600	382,500
384,700	383,600
384,800	383,700
385,500	384,400
387,100	386,000
389,100	388,000
389,800	388,700
390,500	389,400
391,100	390,000
392,800	391,700
393,100	392,000
393,800	392,700
395,000	393,900
395,100	394,000
397,100	396,000
398,500	397,400
398,900	397,800
399,100	398,000
400,800	399,600
401,100	399,900
401,400	400,200
401,600	400,400
403,100	401,900
404,600	403,400
404,700	403,500
405,100	403,900
406,000	404,800
407,100	405,900
407,400	406,200
407,500	406,300
409,100	407,900

410, 500	409, 300
411, 100	409, 900
413, 100	411, 900
413, 400	412, 200
413, 500	412, 300
413, 600	412, 400
414, 200	413, 000
415, 100	413, 900
416, 500	415, 300
418, 800	417, 600
418, 900	417, 700
419, 500	418, 300
420, 300	419, 100
422, 500	421, 300
423, 100	421, 900
424, 900	423, 700
425, 500	424, 300
427, 200	426, 000
428, 500	427, 300
429, 200	428, 000
430, 700	429, 500
431, 500	430, 300
434, 000	432, 800
434, 500	433, 200
435, 900	434, 600
436, 200	434, 900
437, 000	435, 700
437, 500	436, 200
440, 000	438, 700
440, 500	439, 200
443, 000	441, 700
443, 400	442, 100
443, 500	442, 200
444, 100	442, 800
446, 000	444, 700

446, 500	445, 200
446, 900	445, 600
449, 000	447, 700
449, 500	448, 200
452, 000	450, 700
452, 100	450, 800
452, 500	451, 200
454, 600	453, 300
455, 000	453, 700
455, 400	454, 100
455, 500	454, 200
458, 000	456, 700
458, 500	457, 200
458, 600	457, 300
461, 000	459, 700
462, 300	461, 000
464, 000	462, 700
466, 000	464, 700
467, 000	465, 700
468, 200	466, 900
468, 800	467, 400
470, 000	468, 600
473, 000	471, 600
473, 100	471, 700
475, 600	474, 200
476, 000	474, 600
477, 000	475, 600
480, 600	479, 200
483, 900	482, 500
484, 000	482, 600
484, 500	483, 100
487, 400	486, 000
487, 600	486, 200
490, 800	489, 400
492, 000	490, 600

494, 200	492, 800
497, 600	496, 200
498, 200	496, 800
499, 900	498, 500
501, 000	499, 600
501, 700	500, 300
502, 700	501, 300
504, 400	502, 900
506, 800	505, 300
507, 800	506, 300
511, 100	509, 600
511, 200	509, 700
514, 600	513, 100
515, 400	513, 900
515, 800	514, 300
518, 000	516, 500
519, 700	518, 200
521, 400	519, 900
524, 000	522, 500
524, 800	523, 300
528, 200	526, 700
528, 300	526, 800
528, 800	527, 300
531, 600	530, 100
532, 600	531, 100
536, 900	535, 400
539, 900	538, 300
541, 200	539, 600
545, 500	543, 900
547, 300	545, 700
547, 500	545, 900
549, 800	548, 200
554, 000	552, 400
554, 100	552, 500
558, 400	556, 800

559,800	558,200
562,700	561,100
565,500	563,900
571,300	569,700
577,100	575,400
577,200	575,500
582,900	581,200
588,700	587,000
591,000	589,300
594,500	592,800
600,300	598,600
604,600	602,900
606,100	604,400
611,900	610,100
616,400	614,600
627,600	625,800
636,400	634,600
645,300	643,400
654,200	652,300
663,100	661,200
672,000	670,100
680,900	678,900
689,800	687,800
698,700	696,700

(2) 消防職員給料表の適用を受ける職員

切替前給料月額	調 整 給 料 月 額
円 158,500	円 158,000
161,100	160,600
165,400	164,900
168,000	167,500
171,700	171,200
179,100	178,600
186,000	185,500
194,400	193,800
202,700	202,100
212,200	211,600
220,400	219,800
229,400	228,700
229,600	228,900
230,700	230,000
238,000	237,300
238,300	237,600
239,300	238,600
247,100	246,400
247,400	246,700
248,600	247,900
255,500	254,800
256,100	255,400
257,900	257,200
263,800	263,000
264,700	263,900
267,100	266,300
272,100	271,300
273,600	272,800
276,300	275,500
277,300	276,500
278,700	277,900
280,400	279,600

282,300	281,500
285,600	284,800
286,800	286,000
288,600	287,800
288,800	288,000
291,300	290,500
295,100	294,300
296,400	295,500
296,800	295,900
298,700	297,800
299,200	298,300
299,800	298,900
300,000	299,100
301,400	300,500
302,500	301,600
303,300	302,400
304,300	303,400
304,700	303,800
305,200	304,300
306,300	305,400
306,500	305,600
307,800	306,900
308,700	307,800
309,100	308,200
309,300	308,400
310,400	309,500
310,600	309,700
311,700	310,800
311,900	311,000
313,000	312,100
313,200	312,300
313,400	312,500
314,300	313,400
314,500	313,600
315,800	314,900

317, 100	316, 200
318, 400	317, 500
319, 700	318, 800
321, 000	320, 100
321, 100	320, 200
322, 500	321, 600
325, 500	324, 600
325, 700	324, 800
329, 300	328, 400
331, 500	330, 500
332, 100	331, 100
334, 200	333, 200
335, 700	334, 700
336, 800	335, 800
342, 000	341, 000
342, 200	341, 200
342, 600	341, 600
342, 900	341, 900
344, 000	343, 000
345, 400	344, 400
346, 200	345, 200
347, 100	346, 100
349, 500	348, 500
351, 800	350, 800
351, 900	350, 900
354, 800	353, 800
355, 600	354, 600
355, 900	354, 900
356, 800	355, 800
357, 900	356, 900
358, 300	357, 300
361, 000	360, 000
361, 800	360, 800
363, 200	362, 200
365, 400	364, 300

366, 500	365, 400
366, 800	365, 700
367, 500	366, 400
368, 200	367, 100
369, 200	368, 100
369, 900	368, 800
370, 400	369, 300
370, 700	369, 600
370, 900	369, 800
372, 600	371, 500
373, 900	372, 800
374, 300	373, 200
376, 000	374, 900
376, 300	375, 200
376, 800	375, 700
377, 700	376, 600
378, 000	376, 900
378, 100	377, 000
379, 600	378, 500
380, 300	379, 200
382, 300	381, 200
383, 600	382, 500
384, 700	383, 600
384, 800	383, 700
385, 500	384, 400
387, 100	386, 000
389, 100	388, 000
389, 800	388, 700
390, 500	389, 400
391, 100	390, 000
392, 800	391, 700
393, 100	392, 000
393, 800	392, 700
395, 000	393, 900
395, 100	394, 000

397, 100	396, 000
398, 500	397, 400
398, 900	397, 800
399, 100	398, 000
400, 800	399, 600
401, 100	399, 900
401, 400	400, 200
401, 600	400, 400
403, 100	401, 900
404, 600	403, 400
405, 100	403, 900
406, 000	404, 800
407, 100	405, 900
407, 400	406, 200
407, 500	406, 300
409, 100	407, 900
410, 500	409, 300
411, 100	409, 900
413, 400	412, 200
413, 500	412, 300
413, 600	412, 400
414, 200	413, 000
416, 500	415, 300
418, 800	417, 600
418, 900	417, 700
419, 500	418, 300
422, 500	421, 300
423, 100	421, 900
424, 900	423, 700
425, 500	424, 300
427, 200	426, 000
428, 500	427, 300
429, 200	428, 000
430, 700	429, 500
431, 500	430, 300

434,000	432,800
434,500	433,200
435,900	434,600
437,000	435,700
437,500	436,200
440,000	438,700
440,500	439,200
443,000	441,700
443,400	442,100
443,500	442,200
444,100	442,800
446,000	444,700
446,500	445,200
446,900	445,600
449,000	447,700
449,500	448,200
452,000	450,700
452,500	451,200
454,600	453,300
455,000	453,700
455,400	454,100
455,500	454,200
458,000	456,700
458,600	457,300
461,000	459,700
462,300	461,000
464,000	462,700
466,000	464,700
467,000	465,700
468,800	467,400
470,000	468,600
473,000	471,600
473,100	471,700
475,600	474,200
476,000	474,600

477, 000	475, 600
480, 600	479, 200
484, 000	482, 600
484, 500	483, 100
487, 400	486, 000
487, 600	486, 200
490, 800	489, 400
492, 000	490, 600
494, 200	492, 800
497, 600	496, 200
498, 200	496, 800
501, 000	499, 600
501, 700	500, 300
502, 700	501, 300
504, 400	502, 900
506, 800	505, 300
507, 800	506, 300
511, 100	509, 600
511, 200	509, 700
514, 600	513, 100
515, 400	513, 900
518, 000	516, 500
519, 700	518, 200
521, 400	519, 900
524, 000	522, 500
524, 800	523, 300
528, 300	526, 800
528, 800	527, 300
532, 600	531, 100
536, 900	535, 400
539, 900	538, 300
541, 200	539, 600
545, 500	543, 900
547, 300	545, 700
549, 800	548, 200

554,000	552,400
554,100	552,500
558,400	556,800
559,800	558,200
562,700	561,100
565,500	563,900
571,300	569,700
577,100	575,400
582,900	581,200
588,700	587,000
594,500	592,800
600,300	598,600
606,100	604,400

(3) 高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員

切替前給料月額	調 整 給 料 月 額
円 139,800	円 139,400
145,600	145,200
151,700	151,300
158,600	158,100
164,600	164,100
172,000	171,500
175,800	175,300
179,400	178,900
183,400	182,900
186,600	186,100
191,500	190,900
194,300	193,700
199,400	198,800
202,000	201,400
207,500	206,900
209,900	209,300
215,900	215,300
217,900	217,300
224,600	224,000
226,100	225,400
233,600	232,900
234,200	233,500
242,000	241,300
249,600	248,900
250,200	249,500
257,300	256,600
259,000	258,300
264,900	264,100
271,400	270,600
272,500	271,700
279,200	278,400
284,400	283,600

285, 900	285, 100
292, 300	291, 500
297, 700	296, 800
298, 600	297, 700
300, 500	299, 600
304, 200	303, 300
309, 600	308, 700
310, 800	309, 900
313, 600	312, 700
315, 200	314, 300
320, 500	319, 600
324, 100	323, 200
326, 100	325, 200
327, 000	326, 100
331, 200	330, 200
335, 000	334, 000
336, 700	335, 700
338, 500	337, 500
339, 900	338, 900
341, 500	340, 500
344, 000	343, 000
346, 500	345, 500
349, 000	348, 000
349, 200	348, 200
351, 500	350, 500
352, 600	351, 600
354, 000	353, 000
356, 500	355, 500
361, 100	360, 100
365, 200	364, 100
372, 600	371, 500
377, 600	376, 500
381, 000	379, 900
387, 100	386, 000
389, 500	388, 400

396, 400	395, 300
397, 500	396, 400
405, 400	404, 200
405, 800	404, 600
413, 300	412, 100
414, 900	413, 700
415, 500	414, 300
421, 300	420, 100
424, 000	422, 800
425, 400	424, 200
428, 300	427, 100
433, 100	431, 900
434, 700	433, 400
435, 300	434, 000
440, 500	439, 200
441, 900	440, 600
445, 600	444, 300
445, 700	444, 400
450, 500	449, 200
450, 900	449, 600
453, 900	452, 600
455, 800	454, 500
456, 800	455, 500
459, 700	458, 400
459, 800	458, 500
462, 600	461, 300
465, 500	464, 200
465, 700	464, 400
468, 400	467, 100
468, 600	467, 300
471, 300	469, 900
474, 100	472, 700
475, 600	474, 200
476, 900	475, 500
479, 700	478, 300

482,500	481,100
484,700	483,300
485,300	483,900
485,800	484,400
488,100	486,700
490,900	489,500
492,500	491,100
493,700	492,300
495,400	494,000
496,500	495,100
499,300	497,900
502,100	500,700
503,100	501,700
504,100	502,600
504,900	503,400
505,900	504,400
508,700	507,200
511,500	510,000
511,800	510,300
514,300	512,800
517,100	515,600
519,200	517,700
519,900	518,400
522,700	521,200
523,700	522,200
528,000	526,500
532,300	530,800
536,600	535,100
540,900	539,300
545,200	543,600
549,500	547,900
553,800	552,200
558,100	556,500

(4) 技能職員等給料表の適用を受ける職員

切替前給料月額	調 整 給 料 月 額
円 128,600	円 128,200
132,800	132,400
137,100	136,700
141,800	141,400
146,300	145,900
150,800	150,400
155,600	155,200
162,500	162,000
170,200	169,700
178,900	178,400
186,000	185,500
191,900	191,300
194,400	193,800
197,400	196,800
202,700	202,100
202,900	202,300
208,100	207,500
212,200	211,600
213,300	212,700
217,800	217,200
220,400	219,800
222,100	221,500
225,800	225,100
229,000	228,300
229,400	228,700
229,600	228,900
230,600	229,900
230,700	230,000
232,400	231,700
234,100	233,400
235,800	235,100
237,500	236,800

238, 000	237, 300
238, 300	237, 600
239, 200	238, 500
240, 900	240, 200
242, 600	241, 900
244, 300	243, 600
246, 000	245, 300
247, 100	246, 400
247, 400	246, 700
247, 700	247, 000
248, 600	247, 900
249, 400	248, 700
255, 500	254, 800
256, 100	255, 400
257, 900	257, 200
263, 800	263, 000
264, 700	263, 900
267, 100	266, 300
272, 100	271, 300
273, 600	272, 800
276, 300	275, 500
280, 400	279, 600
282, 300	281, 500
285, 600	284, 800
288, 600	287, 800
291, 300	290, 500
295, 100	294, 300
296, 800	295, 900
299, 700	298, 800
300, 000	299, 100
302, 200	301, 300
304, 300	303, 400
304, 700	303, 800
307, 200	306, 300
308, 700	307, 800

309,300	308,400
311,100	310,200
312,400	311,500
313,000	312,100
313,400	312,500
313,700	312,800
315,000	314,100
316,300	315,400
317,100	316,200
317,600	316,700
318,900	318,000
320,200	319,300
321,100	320,200
321,500	320,600
322,500	321,600
325,700	324,800
329,300	328,400
332,100	331,100
334,200	333,200
336,800	335,800
342,000	341,000
342,200	341,200
342,600	341,600
347,100	346,100
349,500	348,500
351,800	350,800
351,900	350,900
355,600	354,600
355,900	354,900
358,300	357,300
361,000	360,000
361,800	360,800
363,200	362,200
365,400	364,300
366,800	365,700

367,500	366,400
369,200	368,100
369,900	368,800
370,400	369,300
370,900	369,800
372,600	371,500
373,900	372,800
374,300	373,200
376,000	374,900
376,800	375,700
377,700	376,600
378,100	377,000
379,600	378,500
382,300	381,200
384,700	383,600
384,800	383,700
387,100	386,000
389,100	388,000
390,500	389,400
391,100	390,000
393,100	392,000
395,000	393,900
395,100	394,000
397,100	396,000
398,500	397,400
399,100	398,000
401,100	399,900
401,600	400,400
403,100	401,900
404,600	403,400
405,100	403,900
407,100	405,900
407,500	406,300
409,100	407,900
410,500	409,300

411, 100	409, 900
413, 100	411, 900
413, 500	412, 300
415, 100	413, 900
416, 500	415, 300
419, 500	418, 300
422, 500	421, 300
425, 500	424, 300
428, 500	427, 300
431, 500	430, 300
434, 500	433, 200
437, 500	436, 200
440, 500	439, 200
443, 500	442, 200
446, 500	445, 200
449, 500	448, 200
452, 500	451, 200

(5) 医療職員給料表の適用を受ける職員

切替前給料月額	調 整 給 料 月 額
円 210,000	円 209,400
219,200	218,600
228,600	227,900
239,400	238,700
251,500	250,800
263,900	263,100
279,900	279,100
294,900	294,100
295,700	294,800
310,200	309,300
311,200	310,300
324,600	323,700
327,400	326,500
328,000	327,100
338,400	337,400
344,300	343,300
344,900	343,900
350,600	349,600
360,600	359,600
360,900	359,900
362,600	361,600
374,200	373,100
376,300	375,200
377,200	376,100
385,700	384,600
392,200	391,100
393,000	391,900
393,100	392,000
398,300	397,200
403,500	402,300
406,000	404,800
406,400	405,200

408, 500	407, 300
408, 800	407, 600
411, 000	409, 800
413, 500	412, 300
416, 000	414, 800
416, 600	415, 400
418, 500	417, 300
420, 300	419, 100
420, 400	419, 200
426, 500	425, 300
432, 000	430, 800
436, 200	434, 900
436, 400	435, 100
443, 200	441, 900
443, 400	442, 100
445, 900	444, 600
452, 100	450, 800
453, 900	452, 600
454, 100	452, 800
455, 400	454, 100
464, 400	463, 100
464, 800	463, 500
465, 100	463, 800
468, 200	466, 900
474, 000	472, 600
475, 100	473, 700
476, 000	474, 600
481, 400	480, 000
483, 900	482, 500
485, 400	484, 000
486, 600	485, 200
488, 000	486, 600
494, 500	493, 100
496, 000	494, 600
497, 200	495, 800

498,600	497,200
499,900	498,500
502,700	501,300
505,300	503,800
506,800	505,300
507,500	506,000
510,900	509,400
515,000	513,500
515,600	514,100
515,800	514,300
517,800	516,300
519,100	517,600
525,600	524,100
528,300	526,800
531,600	530,100
533,100	531,600
538,700	537,100
540,300	538,700
545,200	543,600
547,500	545,900
548,500	546,900
550,100	548,500
555,000	553,400
557,900	556,300
559,900	558,300
562,700	561,100
564,800	563,200
566,600	565,000
569,700	568,100
574,300	572,600
577,200	575,500
580,800	579,100
585,800	584,100
590,200	588,500
591,000	589,300

594,600	592,900
599,000	597,300
603,400	601,700
604,600	602,900
607,800	606,000
612,200	610,400
616,400	614,600
616,600	614,800
627,600	625,800
636,400	634,600
645,200	643,300
654,000	652,100
662,800	660,900
671,600	669,700
680,400	678,400

附則別表第 2

切替前給料月額	調 整 給 料 月 額
円 128,600	円 128,200
132,800	132,400
137,100	136,700
141,800	141,400
146,300	145,900
150,800	150,400
155,600	155,200
162,500	162,000
170,200	169,700
178,900	178,400
186,000	185,500
191,900	191,300
194,400	193,800
197,400	196,800
202,700	202,100
202,900	202,300
208,000	207,400
212,200	211,600
212,900	212,300
217,400	216,800
220,400	219,800
221,700	221,100
225,800	225,100
229,200	228,500
229,400	228,700
229,600	228,900
230,600	229,900
232,300	231,600
235,200	234,500
238,000	237,300
238,300	237,600
239,200	238,500

240,800	240,100
242,100	241,400
243,400	242,700
244,700	244,000
246,000	245,300
247,100	246,400
247,300	246,600
247,400	246,700
248,600	247,900
249,900	249,200
251,200	250,500
252,500	251,800
253,800	253,100
255,100	254,400
255,500	254,800
256,100	255,400
257,900	257,200
263,800	263,000
264,700	263,900
267,100	266,300
272,100	271,300
273,600	272,800
276,300	275,500
277,300	276,500
278,700	277,900
280,400	279,600
282,300	281,500
285,600	284,800
286,800	286,000
288,600	287,800
288,800	288,000
291,300	290,500
295,100	294,300
296,400	295,500
296,800	295,900

298, 700	297, 800
299, 000	298, 100
300, 000	299, 100
300, 900	300, 000
302, 300	301, 400
303, 700	302, 800
304, 300	303, 400
304, 700	303, 800
305, 000	304, 100
306, 300	305, 400
307, 600	306, 700
308, 700	307, 800
308, 900	308, 000
309, 300	308, 400
310, 200	309, 300
311, 500	310, 600
313, 000	312, 100
313, 400	312, 500
315, 800	314, 900
317, 100	316, 200
319, 700	318, 800
321, 100	320, 200
322, 500	321, 600
325, 500	324, 600
325, 700	324, 800
329, 300	328, 400
331, 500	330, 500
332, 100	331, 100
334, 200	333, 200
335, 700	334, 700
336, 800	335, 800
342, 000	341, 000
342, 200	341, 200
342, 600	341, 600
342, 900	341, 900

344, 000	343, 000
345, 400	344, 400
346, 200	345, 200
347, 100	346, 100
349, 500	348, 500
351, 800	350, 800
351, 900	350, 900
354, 800	353, 800
355, 600	354, 600
355, 900	354, 900
356, 800	355, 800
357, 900	356, 900
358, 300	357, 300
361, 000	360, 000
361, 800	360, 800
363, 200	362, 200
365, 400	364, 300
366, 500	365, 400
366, 800	365, 700
367, 500	366, 400
368, 200	367, 100
369, 200	368, 100
369, 900	368, 800
370, 400	369, 300
370, 700	369, 600
370, 900	369, 800
372, 600	371, 500
373, 900	372, 800
374, 300	373, 200
376, 000	374, 900
376, 300	375, 200
376, 800	375, 700
377, 700	376, 600
378, 000	376, 900
378, 100	377, 000

379,600	378,500
380,300	379,200
382,300	381,200
383,600	382,500
384,700	383,600
384,800	383,700
385,500	384,400
387,100	386,000
389,100	388,000
389,800	388,700
390,500	389,400
391,100	390,000
392,800	391,700
393,100	392,000
393,800	392,700
395,000	393,900
395,100	394,000
397,100	396,000
398,500	397,400
398,900	397,800
399,100	398,000
400,800	399,600
401,100	399,900
401,400	400,200
401,600	400,400
403,100	401,900
404,600	403,400
406,000	404,800
407,400	406,200
407,500	406,300
410,500	409,300
413,400	412,200
413,500	412,300
413,600	412,400
414,200	413,000

416, 500	415, 300
418, 800	417, 600
418, 900	417, 700
419, 500	418, 300
422, 500	421, 300
423, 100	421, 900
424, 900	423, 700
425, 500	424, 300
427, 200	426, 000
428, 500	427, 300
429, 200	428, 000
430, 700	429, 500
431, 500	430, 300
434, 000	432, 800
434, 500	433, 200
435, 900	434, 600
437, 000	435, 700
437, 500	436, 200
440, 000	438, 700
440, 500	439, 200
443, 000	441, 700
443, 400	442, 100
443, 500	442, 200
444, 100	442, 800
446, 000	444, 700
446, 500	445, 200
446, 900	445, 600
449, 000	447, 700
449, 500	448, 200
452, 000	450, 700
452, 500	451, 200
454, 600	453, 300
455, 000	453, 700
455, 400	454, 100
455, 500	454, 200

458, 000	456, 700
458, 500	457, 200
458, 600	457, 300
461, 000	459, 700
461, 500	460, 200
462, 300	461, 000
464, 000	462, 700
466, 000	464, 700
467, 000	465, 700
468, 800	467, 400
470, 000	468, 600
473, 000	471, 600
473, 100	471, 700
475, 600	474, 200
476, 000	474, 600
477, 000	475, 600
480, 600	479, 200
484, 000	482, 600
484, 500	483, 100
487, 400	486, 000
487, 600	486, 200
490, 800	489, 400
492, 000	490, 600
494, 200	492, 800
497, 600	496, 200
498, 200	496, 800
501, 000	499, 600
501, 700	500, 300
502, 700	501, 300
504, 400	502, 900
506, 800	505, 300
507, 800	506, 300
511, 100	509, 600
515, 400	513, 900
519, 700	518, 200

524, 000	522, 500
528, 300	526, 800
528, 800	527, 300
532, 600	531, 100
536, 900	535, 400
539, 900	538, 300
541, 200	539, 600
545, 500	543, 900
547, 300	545, 700
549, 800	548, 200
554, 000	552, 400
554, 100	552, 500
558, 400	556, 800
559, 800	558, 200
562, 700	561, 100
565, 500	563, 900
571, 300	569, 700
577, 100	575, 400
582, 900	581, 200
588, 700	587, 000
594, 500	592, 800
600, 300	598, 600
606, 100	604, 400

規則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 11 月 30 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横 浜 市 規 則 第 110 号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（平成元年12月横浜市規則第110号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、第1号から第3号までの規定は」及び第4号を削る。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 11 月 30 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横 浜 市 規 則 第 111 号

退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当
及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 38 年 4 月横浜市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 号 中 「 3 月 1 日 、 」 及 び 「 勤 勉 手 当 に あ っ て は 、 6 月 1 日 又 は 12 月 1 日 。 」 を 削 る 。

附 則

この規則は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

福祉措置による横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則及び横浜市敬老特別乗車証条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 11 月 30 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横浜市規則第 112 号

福祉措置による横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則
及び横浜市敬老特別乗車証条例施行規則の一部を改正する規則

（福祉措置による横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則の一部改正）

第 1 条 福祉措置による横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則（昭和 41 年 4 月横浜市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 株式会社江ノ電バス横浜

第 2 条の 3 中第 13 号を第 14 号とし、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 横浜交通開発株式会社

（横浜市敬老特別乗車証条例施行規則の一部改正）

第 2 条 横浜市敬老特別乗車証条例施行規則（平成 15 年 9 月横浜市規則第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 株式会社江ノ電バス横浜

第 3 条中第 13 号を第 14 号とし、第 12 号の次に次の 1 号を加える

。

(13) 横浜交通開発株式会社

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中福祉措置による横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則第 2 条の 3 第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号を同条第 2 号とし、同号の次に 1 号を加える改正規定及び第 2 条中横浜市敬老特別乗車証条例施行規則第 3 条第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号を同条第 2 号とし、同号の次に 1 号を加える改正規定 平成 19 年 12 月 1 日

(2) 第 1 条中福祉措置による横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則第 2 条の 3 第 13 号を同条第 14 号とし、同条第 12 号の次に 1

号を加える改正規定及び第2条中横浜市敬老特別乗車証条例施行規則第3条第13号を同条第14号とし、同条第12号の次に1号を加える改正規定 平成19年12月9日

横浜市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 11 月 30 日

横浜市長 中 田 宏

横浜市規則第 113 号

横浜市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市駐車場条例施行規則（平成 4 年 3 月横浜市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「駐車施設」を「駐車施設等」に改め、同条第 1 号中「学生、生徒、児童又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改め、同条第 2 号中「第 2 条第 7 項」を「第 2 条第 1 項第 16 号」に改める。

第 3 条の見出し中「駐車施設」を「駐車施設等」に改める。

第 4 条ただし書中「車いす利用者」を「車いす使用者」に改め、同条第 1 号中「延べ面積」を「床面積」に改め、同条第 2 号中「第 6 条まで」を「第 6 条の 3 まで」に、「駐車施設」を「駐車施設等」に、「延べ面積」を「床面積」に改める。

第 5 条の見出し及び同条第 1 項中「駐車施設」を「駐車施設等」に改め、同条第 2 項第 1 号中「駐車施設」を「駐車施設等」に改め、同項第 6 号中「小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園」を「幼稚園、小学校、特別支援学校」に改め、同条第 3 項中「駐車施設」を「駐車施設等」に改める。

第 5 条の 2 中「駐車施設」を「駐車施設等」に改め、同条ただし書中「、又は」を「又は」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、専ら特定自動二輪車が走行する車路の幅員は、特定自動二輪車の駐車の用に供する部分の面積に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、建築物の増築若しくは用途変更の場合又は柱若しくは発券機等を設置することにより同表に掲げる幅員の車路が設けられない場合において、待機スペースを設けること等により、安全かつ円滑に走行できると認められるときは、この限りでない。

特定自動二輪車の駐車の用に供する部分の面積	車路の幅員	
	相互通行の場合	一方通行の場合
10 平方メートル以上 100 平方メートル未満	3.0 メートル以上	2.25 メートル以上
100 平方メートル以上	3.5 メートル以上	

第 6 条 第 1 項 中 「 駐 車 施 設 を 」 を 「 駐 車 施 設 等 を 」 に 、 「 附 置 義 務 駐 車 施 設 設 置 変 更 届 出 書 」 を 「 附 置 義 務 駐 車 施 設 等 設 置 変 更 届 出 書 」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 中 「 附 置 義 務 駐 車 施 設 設 置 変 更 届 出 受 理 書 」 を 「 附 置 義 務 駐 車 施 設 等 設 置 変 更 届 出 受 理 書 」 に 改 め る 。

第 7 条 第 1 項 中 「 第 10 条 第 4 項 」 を 「 第 10 条 第 5 項 」 に 、 「 附 置 義 務 駐 車 施 設 設 置 変 更 特 例 承 認 申 請 書 」 を 「 附 置 義 務 駐 車 施 設 等 設 置 変 更 特 例 承 認 申 請 書 」 に 、 「 附 置 義 務 駐 車 施 設 使 用 承 諾 書 」 を 「 附 置 義 務 駐 車 施 設 等 使 用 承 諾 書 」 に 、 「 駐 車 施 設 を 」 を 「 駐 車 施 設 等 を 」 に 改 め 、 同 条 第 2 項 中 「 附 置 義 務 駐 車 施 設 設 置 変 更 特 例 の 承 認 通 知 書 」 を 「 附 置 義 務 駐 車 施 設 等 設 置 変 更 特 例 の 承 認 通 知 書 」 に 改 め る 。

第 10 条 を 第 11 条 と す る 。

第 9 条 中 「 (第 9 号 様 式) 」 を 「 (第 10 号 様 式) 」 に 改 め 、 同 条 を 第 10 条 と す る 。

第 8 条 中 「 (第 8 号 様 式) 」 を 「 (第 9 号 様 式) 」 に 改 め 、 同 条 を 第 9 条 と し 、 第 7 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

(定 期 報 告 書)

第 8 条 条 例 第 12 条 の 2 の 規 定 に よ る 駐 車 施 設 等 の 維 持 管 理 の 状 況 に つ い て の 報 告 は 、 定 期 報 告 書 (第 8 号 様 式) を 市 長 に 提 出 す る こ と に よ り 行 わ な け れ ば な ら な い 。

別 表 第 1 中 「 駐 車 施 設 」 を 「 駐 車 施 設 等 」 に 、 「 第 11 条 第 3 項 」 を 「 第 11 条 第 5 項 」 に 改 め る 。

別 表 第 2 中 「 駐 車 施 設 」 を 「 駐 車 施 設 等 」 に 改 め る 。

第 1 号 様 式 か ら 第 7 号 様 式 ま で を 次 の よ う に 改 め る 。

第 1 号様式（第 6 条第 1 項）

附 置 義 務 駐 車 施 設 等 設 置 更 変 届 出 書

(届出先)

横浜市長

年 月 日

(届出者) 住所

氏名

〔 法人の場合は、名
称・代表者の氏名 〕

電話

横浜市駐車場条例第 7 条の規定により次のとおり届け出ます。

建築主	住 所 氏 名											※受付 年 月 日
建築物	名 称 位 置	横浜市 区										※通知 年 月 日
代理者	住 所 氏 名 法人名	電話										※建築確認申請受付 年 月 日 第 号
地域地区	☐一種中高層住専 ☐二種中高層住専 ☐一種住居 ☐二種住居 ☐準 住 居 ☐近隣商業 ☐商 業 ☐準 工 業 ☐工 業 ☐工業専用 法定建ぺい率 (%) 法定容積率 (%) ☐駐車場整備地区 ☐周辺地区、自動車ふくそう地区										※その他の区域、地域等	
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日			工 事 完 了 予 定 日		年 月 日					
建 物 用 途												☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更
建築物概要	届出部分		届出以外の部分			合 計			建物用途別の床面積 < 特定用途部分 > m ² < 非特定用途部分 > m ² < 共同住宅等 > m ² < 共用部分 > m ²			
	敷 地 面 積		m ²			m ²						
	建 築 面 積		m ²			m ²						
	延 べ 面 積 (共同住宅等) (車庫面積)		(m ²) (m ²)			(m ²) (m ²)						
駐車施設等	駐車施設		荷さばき	自動二輪	駐車施設	荷さばき	自動二輪	駐車施設	荷さばき	自動二輪	< 共同住宅等 > m ² < 共用部分 > m ²	
	設 置 台 数		台	台	台	台	台	台	台	台		
	附置義務台数		台	台	台	台	台	台	台	台		
	(うち特例)		台	台	台	台	台	台	台	台		
	形 態		自走式 ☐ 建築物内 ☐ 建築物外			特殊な駐車装置(種類 認定番号 第 号						
※	年 月 日 起案		局長	部長	課長	係長	担当	文書主任	公印承認	このことについて受理し、第 2 号様式により通知してよろしいか。		
	年 月 日 決裁											
	年 月 日 完結											

(注意)

1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 提出書類は、すべて A 4 (図面は折込み) の大きさとし、左とじとしてください。

(A 4)

第2号様式（第6条第2項）

附 置 義 務 駐 車 施 設 等 設 置 更 変 届 出 受 理 書

年 月 日

様

横浜市長

印

横浜市駐車場条例第7条の規定による届出を受理しました。

建 築 主	住 所									※受付	
	氏 名									年 月 日	
建 築 物	名 称									※通知	
	位 置	横浜市 区								年 月 日	
代 理 者	住 所									※建築確認申請受付	
	氏 名 法人名	電話								年 月 日 第 号	
地 域 地 区	☐ 一種中高層住専 ☐ 二種中高層住専 ☐ 一種住居 ☐ 二種住居 ☐ 準 住 居 ☐ 近隣商業 ☐ 商 業 ☐ 準 工 業 ☐ 工 業 ☐ 工業専用									※その他の区域、地域等	
	法定建ぺい率（ %） 法定容積率（ %）										
	☐ 駐車場整備地区										
	☐ 周辺地区、自動車ふくそう地区										
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日			工 事 完 了 予 定 日		年 月 日				
建 物 用 途										☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更	
建 築 物 概 要		届出部分			届出以外の部分			合 計			
	敷 地 面 積	㎡			㎡			㎡			
	建 築 面 積	㎡			㎡			㎡			
	延 べ 面 積 (共同住宅等)	(㎡)			(㎡)			(㎡)			
	(車庫面積)	(㎡)			(㎡)			(㎡)			
駐 車 施 設 等		駐車施設	荷さばき	自動二輪	駐車施設	荷さばき	自動二輪	駐車施設	荷さばき	自動二輪	< 共同住宅等 > ㎡ < 共用部分 > ㎡
	設 置 台 数	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
	附置義務台数	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
	(うち特例)	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
	形 態	☐ 自走式 ☐ 建築物内 ☐ 建築物外 ☐ 特殊な駐車装置 ☐ 建築物内 ☐ 建築物外						特殊な駐車装置(種類 認定番号 第 号			

(A4)

第3号様式（第7条第1項）

附 置 義 務 駐 車 施 設 等 設 置 変 更 特 例 承 認 申 請 書

(申請先)
横浜市市長

年 月 日

(申請者) 住所
氏名 印
〔 法人の場合は、名
称・代表者の氏名 〕
電話

第1項
第2項
横浜市駐車場条例第10条
第3項
第4項

の規定に基づき次のとおり(1)の駐車施設等を(2)の建築物の

駐車施設等として 設置
変更 したいので、同条第5項の規定により承認を申請します。

駐 車 施 設 等	名 称							
	設 置 場 所	横浜市 区						
	(1) 権利関係	〔所有権、賃借権等この施設を 設置するについて有する権利〕			敷 地			
					駐 車 施 設 等			
	使 用 承 諾 者	住所又は所在地						
		氏名又は名称						
	規 模	区 分	建 築 物 内	建 築 物 外	特 殊 な 装 置	合 計		
		駐 車 施 設	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)		
		荷 さ ば き	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)		
		自 動 二 輪 車	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)	(うち特例 台)		
特殊な駐車装置		(種 類) ----- (認定番号) 第 号						
(2) 位 置	横浜市 区							
建 築 物	建物用途	①	②	③	④			
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²	計	m ²	
	※ 建築確認申請受付	年 月 日			第 号			
	※ 建築確認年月日	年 月 日			第 号			
申 請 の 理 由								
※ 受 付								

- (注意)
- 1 駐車施設等の権利関係を証するための書類（登記事項証明書等）を添付してください。
- 2 「建物用途」の欄は、用途が2種以上の場合に用途別に記入し、「延べ面積」の欄は、「建物用途」の欄の各用途に供する部分の床面積を記入してください。
- 3 申請者の氏名については、署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。
- 5 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

第4号様式（第7条第1項）

附 置 義 務 駐 車 施 設 等 使 用 承 諾 書

(提出先)

年 月 日

横浜市長

(承諾者) 住所

署名

〔 法人の場合は、名
称・代表者の署名 〕
電話

私は、私が設置した(1)の駐車施設等を、(2)の使用者が増築する(3)の建築物の駐車施設等
用途変更

(横浜市駐車場条例第4条から第6条の3まで及び第10条の規定による駐車施設等)として、次のとおり使用することを承諾いたしました。

なお、承諾に当たっては、横浜市駐車場条例の趣旨を理解した上、尊重いたします。

(1) 駐 車 施 設 等	名 称						
	設 置 場 所	横浜市 区					
	規 模	区 分	建 築 物 内	建 築 物 外	特殊な装置	合 計	
		条例第11条第1項 (駐 車 施 設)	台	台	台	台	
		条例第11条第3項 (荷 さ ば き)	台	台	台	台	
	条例第11条第4項 (自 動 二 輪 車)	台	台	台	台		
(2) 使 用 者	住 所						
	氏 名						
(3) 建 築 物	位 置	横浜市 区					
	建 物 用 途	①	②	③	④		
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	計	m ²

(注意)

- この承諾書は、承諾者と(2)の使用者との間に(1)の駐車施設等の使用について契約等が効力を有している期間に限り有効なものです。
- 承諾者の署名については、記名押印することによりこれに代えることができます。
- 「建物用途」の欄は、用途が2種以上の場合に用途別に記入し、「延べ面積」の欄は、「建物用途」の欄の各用途に供する部分の床面積を記入してください。

(A4)

第5号様式（第7条第2項）

横浜市

指令第

号

年

月

日

附 置 義 務 駐 車 施 設 等

設 置 変 更 特 例 の 承 認 通 知 書

不承認

様

横浜市長

印

年

月

日

に申請のありました駐車施設等の

設置

変更

の特例については、次のとおり

承認する

承認しない

ことに決定しましたので通知します。

駐 車 施 設 等	名 称							
	設 置 場 所	横浜市 区						
	権利関係	所有権、賃借権等この施設を 設置するについて有する権利			敷 地			
					駐車施設等			
	使 用 者 承 諾 者	住所又は所在地						
		氏名又は名称						
	規 模	区 分	建 築 物 内	建 築 物 外	特 殊 な 装 置	合 計		
		駐 車 施 設	台	台	台	台		
		荷 さ ば き	台	台	台	台		
		自 動 二 輪 車	台	台	台	台		
特殊な駐車装置		(種 類)						
	(認定番号) 第 号							
建 築 物	位 置	横浜市 区						
	建物用途	①	②	③	④			
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²	計	m ²	
承不 承認 の 理 由								

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(A4)

第 6 号様式（第 7 条第 3 項）

承 認 等 申 請 書

(申請先)
横浜市長

年 月 日

(申請者) 住所
氏名
〔 法人の場合は、名
称・代表者の氏名 〕
電話

印

次のとおり承認等を受けたいので、申請します。

承認等を受けようとする具体的事項及びその理由											
建築主	住 所 氏 名									※受付 年 月 日	
	建 築 物 名 称 位 置	横浜市 区								※通知 年 月 日	
代理人	住 所 氏 名 法人名									※建築確認申請受付 年 月 日 第 号	
	地 域 地 区	☐一種中高層住専 ☐二種中高層住専 ☐一種住居 ☐二種住居 ☐準 住 居 ☐近隣商業 ☐商 業 ☐準 工 業 ☐工 業 ☐工業専用 法定建ぺい率（ %） 法定容積率（ %） ☐駐車場整備地区 ☐周辺地区、自動車ふくそう地区								※その他の区域、地域等	
建 物 用 途										☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更	
建築物概要		届 出 部 分			届出以外の部分			合 計			建築物用途別の床面積 ＜ 特 定 用 途 部 分 ＞ ㎡ ＜ 非 特 定 用 途 部 分 ＞ ㎡ ＜ 共 同 住 宅 等 ＞ ㎡ ＜ 共 用 部 分 ＞ ㎡
	敷 地 面 積	㎡			㎡			㎡			
	建 築 面 積	㎡			㎡			㎡			
	延 べ 面 積 (共 同 住 宅 等)	(㎡)			(㎡)			(㎡)			
	(車 庫 面 積)	(㎡)			(㎡)			(㎡)			
駐車施設等		駐車施設	荷さばき	自動二輪	駐車施設	荷さばき	自動二輪	駐車施設	荷さばき	自動二輪	
	設 置 台 数	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
	附置義務台数	台	台	台	台	台	台	台	台	台	

(注意)

1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 申請者の氏名については、署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

3 提出書類は、すべてA 4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

(A 4)

第 7 号様式（第 7 条第 4 項）

横浜市

指令第

号

年

月

日

承 認 等

通 知 書

不 承 認 等

様

横浜市長



年 月 日あなたから申請のありました次の件については、 しましたので通知します。

具 体 的 事 項 又 は 理 由											
建 築 主	住 所 氏 名									受付 年 月 日	
建 築 物	名 称 位 置	横浜市 区								通知 年 月 日	
代 理 者	住 所 氏 名 法人名	電話								建築確認申請受付 年 月 日 第 号	
地 域 地 区	☐ 一種中高層住専 ☐ 二種中高層住専 ☐ 一種住居 ☐ 二種住居 ☐ 準 住 居 ☐ 近隣商業 ☐ 商 業 ☐ 準 工 業 ☐ 工 業 ☐ 工業専用									その他の区域、地域等	
	法定建ぺい率（ %） 法定容積率（ %）										
	☐ 駐車場整備地区 ☐ 周辺地区、自動車ふくそう地区									☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更	
建 物 用 途											
建 築 物 概 要		届 出 部 分			届出以外の部分			合 計			建物用途別の床面積 ＜ 特 定 用 途 部 分 ＞ ㎡ ＜ 非 特 定 用 途 部 分 ＞ ㎡ ＜ 共 同 住 宅 等 ＞ ㎡ ＜ 共 用 部 分 ＞ ㎡
	敷 地 面 積	㎡			㎡			㎡			
	建 築 面 積	㎡			㎡			㎡			
	延 べ 面 積 (共 同 住 宅 等) (車 庫 面 積)	(㎡) (㎡)			(㎡) (㎡)			(㎡) (㎡)			
駐 車 施 設 等		駐車施設	荷さばき	自動二輪	駐車施設	荷さばき	自動二輪	駐車施設	荷さばき	自動二輪	
	設 置 台 数	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
	附置義務台数	台	台	台	台	台	台	台	台	台	

(A 4)

(備考)
様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 9 号 様 式 中 「（ 第 9 条 ） 」 を 「（ 第 10 条 ） 」 に、「 駐 車 施 設 」 を 「 駐 車 施 設 等 」 に 改 め、同 様 式 を 第 10 号 様 式 と す る。

第 8 号 様 式 中 「（ 第 8 条 ） 」 を 「（ 第 9 条 ） 」 に、「 駐 車 施 設 」 を 「 駐 車 施 設 等 」 に 改 め、

「 この 処 分 に 不 服 が あ る と き は、こ の 処 分 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 60 日 以 内 に、横 浜 市 長 に 異 議 申 立 て を す る こ と が で き ま す。」

を 削 り、同 様 式 に 備 考 と し て 次 の よ う に 加 え る。

（ 備 考 ）

様 式 の 下 欄 に は、教 示 に つ い て 記 載 す る こ と が で き る。

第 8 号 様 式 を 第 9 号 様 式 と し、第 7 号 様 式 の 次 に 次 の 1 様 式 を 加 え る。

定期報告書

（報告先）
横浜市長

年 月 日

（報告者）住所
氏名

㊞

〔法人の場合は、名
称・代表者の氏名〕
電話

第1項
第2項
第3項
第4項
横浜市駐車場条例第10条の規定に基づいて設置した駐車施設等の維持管理の状況に

ついて、次のとおり報告します。

(1) 駐車施設等	名 称										
	設 置 場 所	横浜市 区									
	権利関係 〔所有権、賃借権等この施設を 設置するについて有する権利〕	敷 地									
		駐車施設等									
	規 模	区 分	建 築 物 内	建 築 物 外	特 殊 な 装 置	合 計					
		条例第11条第1項 (駐 車 施 設)	台	台	台	台					
		条例第11条第3項 (荷 さ ば き)	台	台	台	台					
条例第11条第4項 (自 動 二 輪 車)		台	台	台	台						
附置義務駐車施設等 設置 変更		特例の承認番号		横浜市 指令第 号 年 月 日							
(2) 建築物	名 称										
	位 置	横浜市 区									
	所有者(甲)										
甲は、乙が管理する駐車場において、上記(1)駐車施設等を確保しています。											
使用承諾者 (乙)	住所又は所在地										
	氏名又は名称	㊞									

（注意）

- 1 駐車施設等写真欄に(1)駐車施設等の写真をはり付けてください。
- 2 (1)駐車施設等及び(2)建築物の付近見取図、配置図等を添付してください。
- 3 報告者及び使用承諾者の氏名については、署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
- 4 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

（A4）

駐 車 施 設 等 写 真 欄

(A 4)

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定及び第5条第2項第6号の改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。